

北海道阿寒高等学校いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定

令和4年4月 1日改訂

1 いじめ防止基本方針の策定

本校は、校訓「不如学」のもと、「一人一人を大切にし、豊かな心の育成を目指す。」を教育目標とし、「夢と希望を持ち、意欲的に学ぶ心」「誠実に協力し合い、人を思いやる心」「心身を鍛え、健康・安全に努める心」「地域の文化と自然を愛する心」の育成を目指している。全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

3 いじめ防止に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、小規模校の利点を生かし、平素より教師集団が、個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況把握と教職員間の情報共有をすすめ、生徒の微妙な変化に対応する。より一層本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

- ア いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。
- ウ いじめの問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

- ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。
- ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

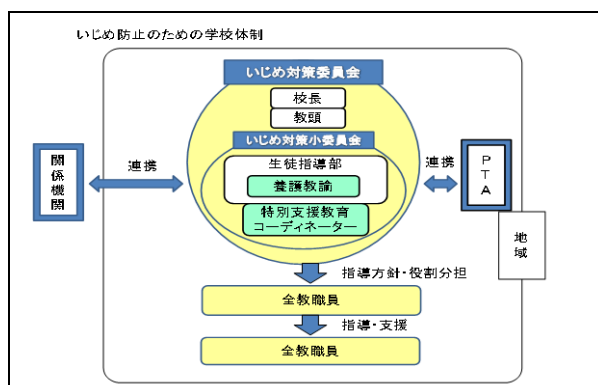
(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ 年間計画の企画と実施
- ウ いじめの未然防止
- エ いじめの対応
- オ いじめ防止に係る校内研修計画の策定
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) いじめ防止のための学校体制



5 年間計画

(1) 年間計画

	会議・打ち合わせ等	行事等	防止対策等
4 月	○いじめ対策委員会 ○引き継ぎ資料の共有	新入生 OR における仲間 づくりトレーニング（1 年） クラス開き HR 参観日（全学年）	中学校訪問 入学式後の保護者面談 ネットパトロール①
5 月	○いじめ対策委員会 ○教育相談委員会	個人面談	三者面談（3 学年） 生徒実態把握（教科担） ネットパトロール② SC 活用
6 月	○いじめ対策委員会 ○教育相談委員会 ○いじめアンケート実 施後の学年打ち合わせ	個人面談 ケータイ安全教室	いじめアンケートの実 施・分析・共有 三者面談（3 学年） ネットパトロール③
7 月	○学校評議員会	PT 派遣事業 学校祭における介護施 設や診療所の慰問	パートナーティーチャー派遣事業 ネットパトロール④
8 月	○いじめ対策委員会		ネットパトロール⑤
9 月	○いじめ対策委員会	個人面談	ネットパトロール⑥
10 月	○いじめ対策委員会	ライフデザイン講座 （性教育・DV 防止など）	ネットパトロール⑦
11 月	○いじめ対策委員会 ○いじめアンケート実 施後の学年打ち合わせ	面接練習（1 年）	いじめアンケートの実 施・分析・共有 ネットパトロール⑧
12 月	○いじめ対策委員会	面接練習（2 年）	三者面談（2 学年） ネットパトロール⑨
1 月	○いじめ対策委員会		ネットパトロール⑩
2 月	○いじめ対策委員会 ○学校評議員会	PT 派遣事業	ネットパトロール⑪
3 月	○いじめ対策委員会		ネットパトロール⑫
通年	○校内研修、教員個人の 研修の情報の共有	ボランティア等への積 極的参加	教職員による玄関指導 身だしなみ点検を兼ね た健康調査等 保健室の開放（養護教 諭、学習支援員の面談） SC 活用

(2) 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、上記のように定期的な会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの問題への取組の検証を行い、必要に応じた基本方針や計画の見直しを行う。

6 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。そのうえで次にあげる具体的な取組を実践していく。

(2) いじめ防止のための共通理解

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の基本的な認識を持たせる。

- ア いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ク いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 具体的取組

- ア 学習指導・特別活動・道徳教育の充実
 - ・授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育むための教育活動全体での言語活動
 - ・一人ひとりの発達段階に配慮したわかる授業づくり
 - ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・自己有用感や自己肯定感を育むための特別活動（ボランティア活動等）
- イ 積極的な生徒理解と教育相談体制の充実
 - ・担任、学年団等による面談
- ウ いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施
 - ・いじめ根絶に対する生徒会等による意識啓発活動
- エ 各種通信（学年通信等）による啓発
 - ・望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止
- オ 関係機関（福祉施設関係者・警察等）の協力による講演等の実施
- カ 日常の教育活動（授業、道徳教育、特別活動、部活動等）をとおした豊かな心の育成
- キ 教職員の人権感覚高揚のための研修の実施
- ク 保護者・地域との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有

7 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(2) 具体的取組

- ア 校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換
- イ 普段からの家庭との連携・協力関係の構築
- ウ いじめアンケートの実施（年2回）
- エ 心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施（いじめアンケート結果の活用）
- オ 校内巡視等によるきめ細かな生徒観察（別紙生徒、教室、家庭のサイン活用）
- カ いじめチェックリストの活用
- キ 学校ネットパトロールからの情報提供と定期的な校内ネットパトロール実施

8 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ア 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）
- イ 関係生徒への支援・指導
- （フ） いじめを受けている生徒に対する支援

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・苦痛の共感的な理解と対応
- ・安全、安心できる環境の確保
- ・長期的な相談支援（心のケア）

(イ) いじめを行った生徒に対する指導

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

※必要に応じて、出席停止による指導、懲戒による指導及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。

(ロ) 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

※関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

ウ 保護者への対応

(ア) いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・事実を迅速に伝える。
- ・共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(イ) いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・事実を迅速に伝える。
- ・いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

エ 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識を変える必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。

※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意する。

9 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ対策委員会を中核とする「いじめ対策拡大委員会」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合 等）
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、道教委釧路教育局に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員及び同窓会等との連携
- (オ) 関係生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組みの見直し、改善策の検討・策定

10 その他

この「いじめ防止基本方針」は「いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。